

ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォーム推進協議会 設置要綱
（案）

（設置）

1. 内閣官房にふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォーム推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）

2. 協議会は、ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームの公平性・中立性を高めるため、ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームの推進方策に係る検討及びプラットフォームにより共有すべき情報の整理を行うことを任務とする。

（構成）

3. （1）協議会は、学識経験者等のメンバーで構成する。
（2）座長は構成員が互選する。

（招集）

4. 協議会は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 会議は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 協議会の庶務は、内閣官房国家戦略室の協力を得て、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。